

宇部工業高等専門学校いじめ対策委員会規則

制定 令和2年7月9日
改正 令和4年3月8日

(趣旨)

第1条 この規則は、宇部工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（以下「いじめ防止等基本計画」という。）第2の規定に基づき、宇部工業高等専門学校（以下「本校」という。）に置く宇部工業高等専門学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) いじめの未然防止に關すること。
- (2) いじめの早期発見に關すること。
- (3) いじめの事実関係の把握に關すること。
- (4) いじめの被害学生に対する支援、加害学生に対する指導に關すること。
- (5) いじめの加害学生に対する懲戒に關すること。
- (6) いじめ防止等基本計画の各種取組に關すること。
- (7) その他いじめの防止等に必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教務主事、学生主事、寮務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 学生主事補
- (6) 学生相談室長
- (7) 学年主任
- (8) 宇部工業高等専門学校学生委員会規則第3条第6号で推薦された教員各1名
- (9) 事務部長
- (10) 学生課長
- (11) 看護師
- (12) 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者のうちから校長が指名した者1名
- (13) その他校長が必要と認める者

2 前項第12号及び第13号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第5号の事項について、以下の委員は審議及び採決に加わらないものとする。

- (1) 前項第6号、第11号及び第12号委員
- (2) 前項第7号及び第8号の委員が懲戒審議対象学生の担任である場合は、当該委員

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、議長の職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、年6回以上開催するものとする。

(事案対処チーム)

- 第7条 委員会は、いじめを受けた学生の保護等を機動的に行う必要があると認める時は、委員会の中に臨時の事案対処チームを設置することができる。
- 2 事案対処チームは、いじめ事案の対応について委員会の了承を得て行い、適時適切に委員会に報告しなければならない。
 - 3 事案対処チームは、委員会が選考し、委員長が指名した原則として5名の本校教職員（非常勤職員を含む。）をもって組織する。

(守秘義務)

第8条 委員は、その任期中及び委員でなくなった後も、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、第5条の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務に携わる者についても準用する。

(文書の保管)

第9条 委員会で収集した資料及び作成した記録等の保管方法、保管場所等については、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年7月9日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命される第3条第1項第8号及び第11号の規定による委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。